

公立宇出津総合病院 面会規程

1. 目的

本規定は、入院患者の療養生活の質の向上および尊厳の保持並びに円滑な退院支援を図るため、患者と家族等の面会に関し必要な事項を定めることを目的とする。

2. 基本方針

当院は、患者と家族等との交流が患者の療養生活において重要であることを踏まえ、感染対策その他医療上必要な場合を除き、面会を過度に制限しないことを基本方針とする。

3. 面会時間

面会時間は原則として、以下のとおりとする。

(1) 【平日・土日祝】14時～18時

なお、患者状態や病棟運営状況、感染症流行状況等により、面会時間の変更又は制限を行う場合がある。

病状説明、終末期対応その他病院が必要と認める場合は、この限りではない。

4. 面会場所

入院患者の病室内、デイルームとする。

ただし、感染症拡大防止のため多床室の移動可能な患者はデイルーム、移動が困難な場合はベッドサイドで面会とする。

5. 面会者

面会者は、家族、親族、その他患者が希望する者とする。

以下に該当する者は面会を控えること。

- (1) 未就学児
- (2) 発熱、咳、咽頭痛、下痢、嘔吐等の感染症状がある者
- (3) 感染症患者との接触歴がある者
- (4) 不織布マスクの着用が困難な者

6. 面会受付

病棟ナースセンター前に設置した様式に氏名、面会開始時間を記載し、病棟職員に声をかけてから病室に入る。面会終了時、同じ様式に面会終了時間を記載する。

7. 面会時の遵守事項

面会者は以下の事項を遵守すること。

- (1)不織布マスクを着用すること。
- (2)来院時の体調確認、検温を行うこと。
- (3)差し入れは、医師の許可を得ること。
- (4)病院入口及び病棟での手指消毒を行うこと。
- (5)長時間の面会を避け（1回につき15分程度）、他患者の療養環境に配慮すること。
- (6)病棟職員の指示に従うこと。
- (7)病室内での飲食は、禁止とする。

8. 面会制限

以下の場合には、病院は必要最小限の範囲で面会を制限することができる。

- (1) 院内感染の発生又は感染拡大の恐れがある場合
- (2) 患者の病状や治療上、安静確保が必要な場合
- (3) 災害その他病院運営上やむを得ない場合

面会制限を行う場合は、患者及び家族等へ可能な限り理由を説明する。

9. 規程の周知

本規程は、病棟、受付等の見やすい場所へ掲示するとともに、必要に応じて患者及び家族へ説明を行う。

病院ホームページ等へ掲載し、定期的に見直しを行う。

10. 規程の見直し

本規程は、感染症の流行状況、関係法令及び行政通知等を踏まえ、定期的に内容を見直すものとする。